

2020年10月7日

貨物・技術編<問題28>のEについて

貨物・技術編<問題28>のEについて、弊センターでは、「正しい」と公表しましたが、問題文の一部に曖昧な点があり、正誤どちらにも解釈ができる余地があることから、<問題28>を選択した受験生は、全て正解とします。

(理由)

<問題28>のEは、「貨物等省令第8条第九号へ(市販暗号)は輸出令別表第1の9の項(7)に関する除外規定である。」としています。輸出令別表第1の9の項(7)の政令の規定に除外規定はありませんので、この点で「輸出令別表第1の9の項(7)に関する除外規定」という言い方は適切ではないのですが、輸出令別表第1の9の項(7)に関する貨物等省令第8条第九号及び第十一号の除外規定を検討すると、貨物等省令第8条第九号へ(市販暗号)は、貨物等省令第8条第九号にのみ適用され、貨物等省令第8条第十一号には適用されません。したがって、「貨物等省令第8条第九号へ(市販暗号)は輸出令別表第1の9の項(7)に関する除外規定である。」とは言えず、Eは「誤り」とも言えます。(弊センター発行の<STC Expert>演習問題集(貨物・技術編)第10版、630頁にある問題42のCの解説も同様です。)

他方、<問題28>の問題文の前提条件を見ると「輸出令別表第1の9の項(7)、貨物等省令第8条第九号の暗号装置及び外為令別表の9の項(1)、貨物等省令第21条第1項に関連するAからEまでの説明において、」、Eを検討する必要があります。前提条件からすると、輸出令別表第1の9の項(7)は、貨物等省令第8条第九号の暗号装置のみを検討すればよいので、「貨物等省令第8条第九号へ(市販暗号)は輸出令別表第1の9の項(7)に関する除外規定である。」といえ、Eは、「正しい」とも言えます。